

基準料金指数及びX値の算定に係る 検討項目（案）について

令和6年1月
令事務局

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、極めて公共性の高い分野等については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）
光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの）

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

プライスキャップ規制の
対象

上限価格方式とは

- ・料金水準を規制する手法の一つ。
- ・行政が物価上昇率、生産性向上率、費用情報等に基づき上限価格をあらかじめ設定し、上限価格方式による料金規制の対象となるサービスを提供する電気通信事業者は、その**料金水準が上限価格以下であれば、自由に料金設定を可能とするもの**。
- ・上限価格方式は、電気通信事業者が料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから**自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆる「インセンティブ規制方式」**の一つ。

導入の経緯

- ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野（加入者回線設備を用いるもの）では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移。
- ・こうした状況に鑑み、**市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス（指定電気通信役務）のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス（特定電気通信役務）に対し、料金水準の上限（基準料金指数）を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年（2000）10月から上限価格方式（プライスカップ制度）を導入。**（電気通信事業法第21条）

プライスカップ制度の対象サービス（特定電気通信役務）

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話）（電気通信事業法施行規則第19条の3）
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定（電気通信事業法施行規則第19条の4）

【特定電気通信役務の種別】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金、通話・通信料）、公衆電話（通話・通信料）、番号案内料

プライスカップ制度の対象サービスの料金設定

- ・NTT東日本・西日本の**実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出**で設定が可能。
- ・**基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可**が必要。（電気通信事業法第21条第2項）

基準料金指数

- ・能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{CPI}^{\ast 1} - \text{X値} + \text{外生的要因}^{\ast 2})$$

※1: CPI: 消費者物価指数変動率

※2: 外生的要因: 消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

- ・基準料金指数は、平成12年(2000)4月の料金水準を100として毎年算定し、毎年10月から1年間適用。
適用開始日の90日前(毎年6月末)までにNTT東日本・西日本に通知(電気通信事業法施行規則第19条の5、第19条の7)。

生産性向上見込率(X値)

- ・基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率(X値)は、3年ごとに生産性の伸びやコスト動向をもとに算定。(電気通信事業法施行規則第19条の5第4項)
- ・X値は、「上限価格方式の運用に関する研究会」において算定。現在のX値は、令和3年(2021)年10月から令和6年(2024)年9月まで適用。

(参考)

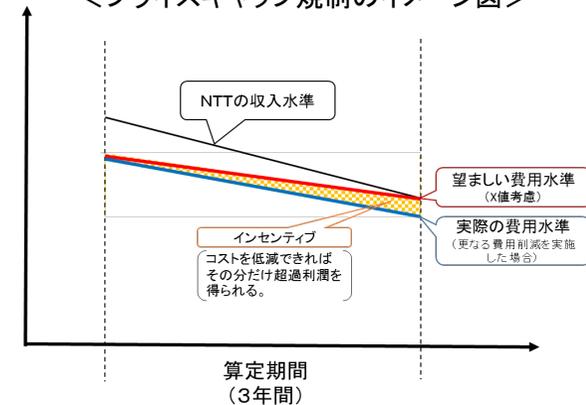
- ・X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{X値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額} \quad (\text{CPI})$$

- ・これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等の予測値からX値を算定

$$\text{X値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}} \quad (\text{CPI})$$

<プライスカップ規制のイメージ図>



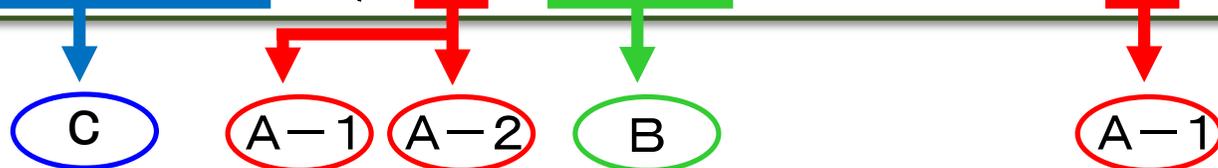
- ・ 今回も、ミックス生産性準拠方式を採用し、①NTT東西による収入・費用予測、②経営効率分析というプロセスを経て、次期X値を算定してはどうか。

ミックス生産性準拠方式においては、X値は、適用期間（3年間）の最終年度に特定電気通信役務の収支が相償する水準に算定する。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{X値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}$$

すなわち、

$$\text{X値} = 1 + \frac{\text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}}{1}$$



A（収入・費用予測）

- ・ NTT東西による収入・費用予測（A-1）
- ・ NTT東西の経営効率化施策に基づき客観的な分析手法を用いて作成した費用予測（A-2）（包絡分析法）

B（適正報酬額）

- ・ 適正報酬額は、レートベースに報酬率を乗じて算定
- ・ 報酬率は、利用者利益・事業者利益・経済動向等を総合的に勘案し、上限値と下限値の中間値を採用

C（消費者物価指数変動率）

- ・ 政府機関等が公表する予測値を採用

「マイナスX値」の扱いに関する考え方(第1次報告書(令和5年6月))

次期X値 (R6.10～R9.9)において、マイナスの値が得られた場合には、X値を「ゼロ」として扱う（物価上昇分までの値上げを許容）ことが適当である。
ただし、この取り扱いは物価上昇局面やIP網への移行という期間限定の特殊事情下である次期に限った選択肢とすることが適当である。

- ・NTT東日本・西日本において収入・費用予測を算定し、その結果を報告することとしてはどうか。
- ・光IP電話・ドライカップ電話等への移行影響が拡大（固定電話の契約数やトラヒックの減少幅が拡大）していくことが想定されるため、回線数予測については、従前のパターンAは実施せず、従前のパターンB及びさらに影響が拡大することを想定したものを実施することとしてはどうか。

前回算定時の検討

(1) 収入予測

下表の回線数予測（令和元年度～令和5年度）を踏まえ、回線数に単金を乗じるなどの算定方法により実施。

	概要	NTT東日本	NTT西日本
パターンA	光IP電話・ドライカップ電話等への移行影響が今後縮小していくことを想定し、平成23年度から令和2年度までの10年間の四半期データから単回帰式(ゴンペルツ)により今後のトレンドを予測	▲5.7%	▲6.4%
パターンB	光IP電話・ドライカップ電話等への移行影響が今後拡大していくことを想定し、平成16年度から令和2年度までの17年間の四半期データから単回帰式(ゴンペルツ)により今後のトレンドを予測	▲7.4%	▲7.8%

(2) 費用予測

NTT東日本・西日本において、特定電気通信役務の費用実績（令和元年度）に基づき予測を行い、これに適用期間に見込まれる経営効率化施策を織り込んだ費用削減額を算定。

以上の方法による収入・費用予測結果＜対前年度変化率＞（令和元年度-令和5年度平均）は下表のとおり

		音声伝送バスケット		加入者回線サブバスケット	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
パターンA	収入予測	▲6.4%	▲7.0%	▲6.2%	▲6.8%
	費用予測	▲5.3%	▲6.1%	▲5.0%	▲6.1%
パターンB	収入予測	▲7.9%	▲8.2%	▲7.6%	▲8.0%
	費用予測	▲6.2%	▲7.0%	▲6.0%	▲7.1%

- ・ NTT東日本・西日本から提出される次期X値適用期間中の経営効率化施策について、透明性・客観性の高い分析手法を用いてNTT東日本・西日本の経営効率分析を行ってはどうか。
- ・ 経営効率分析の手法としては、前回算定時と同様に「DEA分析」を採用してはどうか。

前回算定時での検討

- ・ NTT東日本・西日本から示された効率化施策については、透明性・客観性の高い経営効率性分析により検証を行うこととし、これまでの検討で採用してきている「DEA分析」を引き続き採用。
- ・ 前期研究会まで参考値として算定していた「SFA分析」については、支店の集約等により必要な費用データのサンプル数が減少し、統計的に有意な結果が得られないことが明らかであることから、算定を行わない。
- ・ DEA分析では、NTT東日本・西日本各支店を独立した事業体とみなして、令和元年度の費用データに基づき、最も効率的な支店を基準とした他の支店の非効率性を算定し、それぞれ削減可能額を算出。
- ・ 分析に用いる費用データについて、引続き、人件費、物件費及び減価償却費の組合せを採用。
- ・ 出力値として用いる収入データについては、引続き、基本料収入及び通話料収入を使用。

	概要	メリット	デメリット
DEA分析 (Data Envelopment Analysis) <包絡分析法>	複数の分析対象の実績データのうち、最も効率的な分析対象の生産性を基準として、他の効率性を計測する手法	比較的少数のサンプルで非効率性の計測が可能	・計測される効率性は、最も効率的なサンプルに対する相対的な概念に過ぎない ・統計上の誤差を排除できず効率性の推計がサンプル上の異常値に大きく影響を受ける
SFA分析 (Stochastic Frontier Analysis) <確率論的フロンティア分析>	生産関数を推計し、その生産関数が高確率的に不確定であるという仮定の下、生産関数からの乖離を誤差と非効率に分離して非効率を計測する手法	生産関数からの乖離を誤差と効率性の合成と捉え、これを分離することで効率性の計測を行うため、統計上の誤差の影響を排除できる	・計量的な推計にあたり十分な自由度を確保するためにサンプル数が必要 ・想定する生産関数や分布形によって効率性の値が変化してしまう

- ・ 今回の検討においても、前回と同様に、報酬率について上限値と下限値の中間値を採用してはどうか。

○ 報酬額の算定方法

適正報酬額(事業者の資本費用) = レートベース(事業用資産の価値) × 報酬率

・ レートベース = 正味固定資産 + 貯蔵品 + 投資等 + 運転資本

・ 報酬率 = (1) 他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利率
+ (2) 自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 国債利回り

(・ 報酬率の上限値・・・(1)+(2)
・ 報酬率の下限値・・・(1)のみ)

前回算定時での検討

- ・ 過去の研究会報告書においては、報酬率は利用者利益、事業者利益、経済動向等を総合的に勘案し、中間値を目安として、上限値から下限値の間で設定してきており、今回も採用。
- ・ これらの数値を基に、X値の算定に当たって用いられるNTT東日本・西日本の特定電気通信役務の報酬率を前期研究会と同様の計算方法で計算した場合は、NTT東2.99%、NTT西2.24%となる。
- ・ X値の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症による市場環境への影響を踏まえ、自己資本利益率を下方修正することにより報酬率を抑制し、一層の生産性向上を促進することとする。

・ 政府機関等が公表している消費者物価指数変動率の実績値・予測値から推計する。

機関名	タイトル(日付)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
総務省統計局	消費者物価指数 (暦年)	P (確定値)		
政府	令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (R5.12.21 閣議了解)	3.0	2.5	
日本銀行	経済・物価情勢の展望 (2023.11.1公表) < >は中央値	2.7~3.0 -<2.8>	2.7~3.1 -<2.8>	1.6~2.0 -<1.7>
(公社)日本経済 研究センター	第196回 短期経済予測 (2023.12.11公表)	3.0	2.6	2.1

前回算定時での検討

【消費者物価指数変動率】 政府機関等が公表している消費者物価指数変動率の予測値から推計。

※令和2年について、1月から3月までと4月以降とでCPIに大きな違いがあることから、1月公表の令和2年(暦年)CPI実績値は使用しない

令和2・3・4年度予測値の平均 $(\blacktriangle 0.5 + 0.5 + 0.4) \div 3 \rightarrow 0.1$

機関名	タイトル(日付)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総務省統計局	消費者物価指数 (R3.1公表) (暦年)	0		
政府	令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (R2.12.18 閣議了解)	-0.6	0.4	
日本銀行	経済・物価情勢の展望 (2020.10.30公表) < >は中央値	-0.7~0.5 -<-0.6>	0.2~0.6 -<0.4>	0.4~0.7 -<0.7>
(公社)日本経済 研究センター	第184回 短期経済予測 (2020.11.26公表)	-0.3	0.7	0.1

	経営効率性分析	X値	備考
第1期 (H12.10～)	DEA・SFA・TFP比較	1.9	・DEAによる経営効率化を踏まえても、NTT東西の経営効率化計画が明らかに不十分。 ・NTT西日本の <u>下限報酬率(1.9%)をNTT東西に適用。</u>
第2期 (H15.10～)	DEA・SFA・OLS比較	CPI	・市場が構造変化の過度期にある状況で、 <u>将来予測が困難であることやCPIの動向が不安定であることを踏まえると、ゼロに近いプラスのX値をつけることは適当ではない。</u> ・国民生活の社会経済活動に及ぼす影響が大きいことも踏まえ、 <u>値上げを防止する観点から「CPI-CPI」を適用。</u>
第3期 (H18.10～)	多段階アプローチ (DEA+SFA)	CPI	・PSTNからIP網への移行期であり、市場が動的に変化することが想定される中、算定したX値がCPIを中心にプラス・マイナス両側に分散しており、X値を一意に定めることが困難。 ・IP網への移行に対する政策の中立性や公正競争といった政策的な観点も踏まえ、X値をCPIとすることが適当。
第4期 (H21.10～)	DEA・SFA	CPI	
第5期 (H24.10～)	DEA・SFA・TFP(参考)	CPI	
第6期 (H27.10～)	<u>DEA</u> ・SFA・TFP(参考)	0.4	・いずれの試算においてもX値がCPIを下回る結果となり、DEA分析の結果を採用。
第7期 (H30.10～)	<u>DEA</u> ・SFA・TFP(参考)	0.2	・DEA、SFA分析の試算においてX値がCPIを下回る結果となり、DEA分析の結果を採用。
第8期 (R3.10～)	<u>DEA</u>	0.1	・ <u>マイナスX値は、X値の算定を通じて経営効率化を促すというプライスカップ制度の趣旨にそぐわないものであり、基本的に採用すべきではない。</u> ・DEA分析に、 <u>経済状況(新型コロナウイルス感染症の影響)を踏まえた補正により求めた値を適用。</u>

【経理効率制分析】

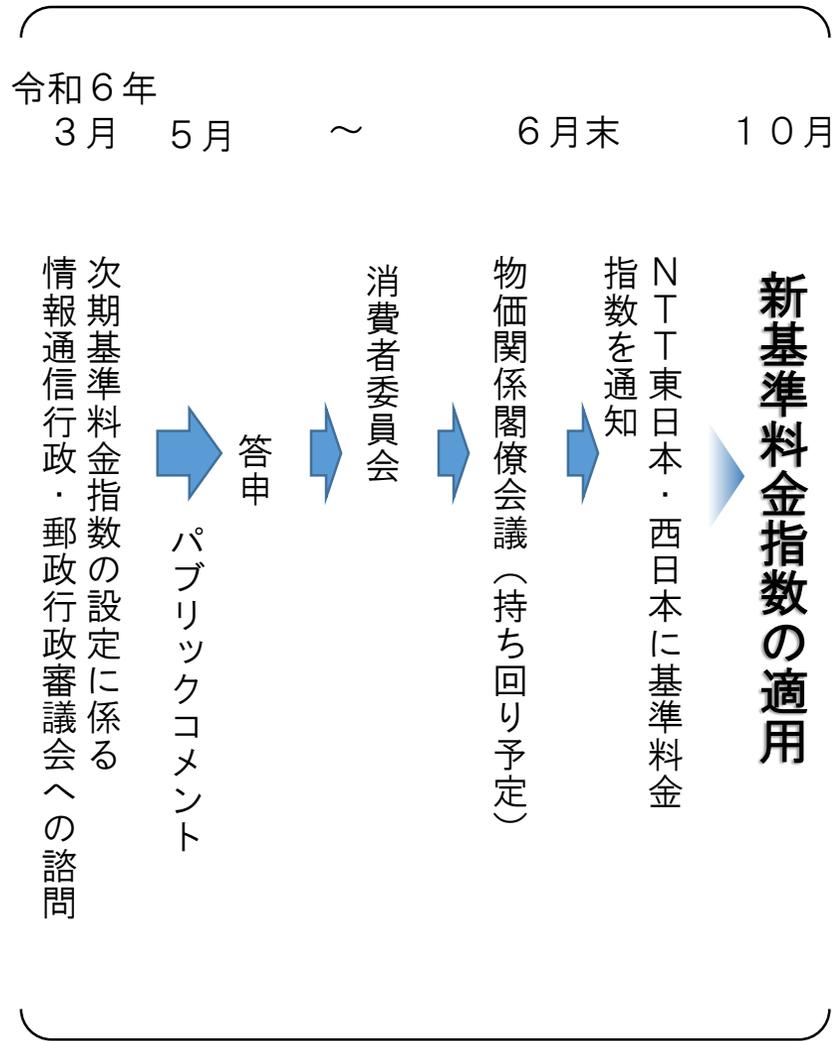
ミックス生産性準拠方式: 事業者の収入、費用データの予測値に基づき次期X値の適用期間(3年間)の最終年度に特定電気通信役務の収支が相償する水準にX値を算定する方式。

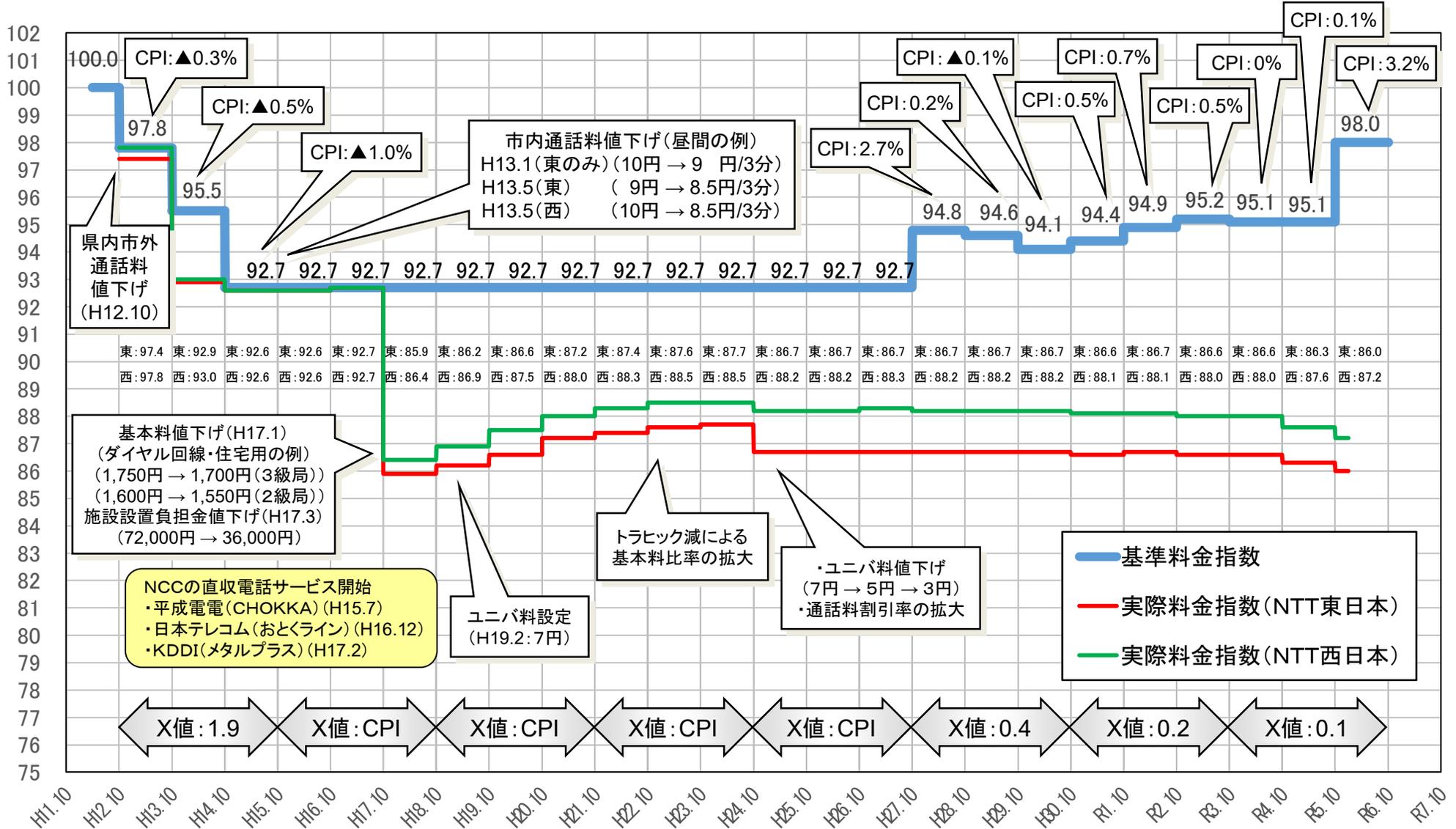
DEA分析: 複数の分析対象の実績データのうち、最も効率的な分析対象の生産性を基準として、他の効率性を計測する手法。

SFA分析: 生産関数を推計し、その生産関数が確率的に不確定であるという仮定の下、生産関数からの乖離を誤差と非効率に分離して非効率を計測する手法。

フル生産性準拠方式(TFP): 事業者の費用情報から独立した外生的データである全要素生産性向上率を基にX値を算定する方式。

令和6年 1月		2月	3月
1月11日	1月25日	2月中下旬	3月上旬
▲ 第6回	▲ 第7回	▲ 第8回	▲ 第9回
基準料金指数及びX値の算定に係る検討項目について	加入電話等の収入・費用予測について	報告書骨子案について NTT東日本・西日本の経営効率分析について	報告書(案)討議、確定





- ※ X値: 生産性向上見込率
- ※ CPI: 消費者物価指数変動率
- ※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。
- ※ 加入者回線サブバスケットは令和5年10月1日廃止。

実際料金指数

$$\text{料金指数} = \frac{\sum P_{ti} S_i}{\sum P_{oi} S_i} \times 100$$

現在の料金額 × 前年度のトラフィック

平成12年(2000年)4月の料金額 × 前年度のトラフィック

P_{ti}: 通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_{oi}: 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額でP_{ti}に対応するもの

S_i: P_{ti}が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

(電気通信事業法施行規則第19条の6)

具体例

	2000年料金(Poi)	2022年料金(Pti)	2021年度通信量(Si)
A通話料	20円	24円	100
B通信料	30円	25円	50

$$\begin{aligned} \text{料金指数} &= \text{現在料金} \times \text{現在トラフィック} \div \text{2000年料金} \times \text{現在トラフィック} \\ &= ((24 \times 100) + (25 \times 50)) \div ((20 \times 100) + (30 \times 50)) \times 100 = 104 \end{aligned}$$

注:【料金指数の連続性を保つための基準料金指数の算出方法(令和5年総務省告示第239号(令和5年6月23日公布・令和6年1月1日施行))】

① 令和6年1月に料金体系が変更される役務(市内・市外通話料等): 変更後料金を、対象役務の「平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数」(修正指数)で割り戻したものを基準料金(Poi)とする。

② 令和6年1月から新たに提供される役務(県間通話料): 新料金を、類似する役務の修正指数で割り戻したものを基準料金(Poi)とする。

※料金体系に変更のない役務(基本料等): 基準料金の変更は行わず、平成12年4月時点の料金を引き続き使用する。

検討事項

◆ ミックス生産性準拠方式

$$X \text{ 値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

◆ 特定電気通信役務の収入予測

固定電話の回線数について2パターンで予測し、回線数等に単金を乗じる方法により収入を予測。

◆ 特定電気通信役務の費用予測

過年度費用実績に対し、①効率化施策を織り込んだ費用項目別の伸率、特定電気通信役務の役務費用構成比の変化率、及び、②回線数減少に伴う費用削減を踏まえて費用を予測。

◆ 特定電気通信役務の適性報酬額等

過年度の特定電気通信役務の正味固定資産に対する正味固定資産項目別単価の変動や、回線数の変化を織り込み算定。

◆ 消費者物価指数変動率

政府機関等が公表している消費者物価指数変動率の実績値・予測値から推計。

◆ NTT東日本・西日本の経営効率化分析

経営効率性分析(DEA分析)により試算された非効率性を解消した場合の費用予測を算定。

◆ X値の算定

◆ その他今後の検討課題

X値算定

ミックス生産性
準拠方式

事業者の収入、費用データの予測値に基づき次期X値の適用期間(3年間)の最終年度に特定電気通信役務の収支が相償する水準にX値を算定する方式。

NTT東西に収支予測

NTT東西の収支予測
+ 総務省検証

NTT東西の収支予測 +
DEA分析

複数の分析対象の実績データのうち、最も効率的な分析対象の生産性を基準として、他の効率性を計測する手法

→具体的には、NTT東日本・西日本の支店において最も効率的な支店を基準として、他の支店の非効率性を分析する。

NTT東西の収支予測 +
SFA分析

生産関数を推計し、その生産関数が確率的に不確定であるという仮定の下、生産関数からの乖離を誤差と非効率に分離して非効率を計測する手法。

→具体的には、モデルとして生産関数を設定した後、NTT東日本・西日本の支店における生産関数からの乖離部分について非効率性を分析する。

フル生産性準拠方式(TFP分析 全要素生産性向上率)

事業者の費用情報から独立した外生的データである全要素生産性向上率を基にX値を算定する方式。

→基準年の採り方により算出される数値が変動する可能性があり、また、サービス毎の費用構造や生産性の差異を反映できないことなどから、今まで採用実績なし。

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第二十条 指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～6 （略）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができるものと認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

- 2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難しい特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
 - 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。
- 4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難しい特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7 （略）

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数×（1＋消費者物価指数変動率－生産性向上見込率＋外生的要因）

2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。

3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直前に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。

6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

（料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数＝ $(\sum P_{ti} S_i \div \sum P_{oi} S_i) \times 100$

P_{ti} は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_{oi} は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P_{ti} に対応するもの

S_i は、 P_{ti} が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

（基準料金指数の通知期間）

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。